

『十日町市立東小学校 いじめ防止基本方針』

平成26年策定
平成30年一部改訂
令和7年一部改訂
十日町市立東小学校

＜はじめに＞

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という）第13条の規定に基づき、この「十日町市立東小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめ及びいじめ類似行為の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する（「法」第2条より）

「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」であって、当該児童生徒などが当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」と定義する（「条例」第2条）

※以下、「いじめ」とはいじめ類似行為も含む。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組をいじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校がいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため児童に対する定期的な調査を以下のとおり実施する。

- ・ 児童対象のいじめアンケート調査

及び、児童対象の教育相談を通じた調査 (6月、11月、随時)

イ 教職員によるきめ細かな情報交換（「生徒指導タイム」：毎週1回 職員終会にて）

ウ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

エ いじめの防止等のための対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 構成員

校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、必要に応じて
自校の他教職員や市教育センター職員等の外部関係者

③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 取組

- ・ いじめの早期発見に関すること
- ・ いじめの未然防止に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ いじめ発生時は、直ちに「緊急会議」を開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導とその保護者への助言と学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 等を想定する。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民対象
4	○学校いじめ防止基本方針の理解 ○小中一貫教育の推進(通年) ○児童の情報交換(毎週) ○いじめ対策委員会の開催(随時)	○入学式、1年生を迎える会 ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○小中一貫教育の活動の充実、あいさつ運動、異学年交流(通年) ○人権教育の充実(通年) ○心のアンケート	○いじめ見逃しゼロ県民運動(通年) ○学習参観、PTA総会 ○学校と連携した小中一貫教育の推進(通年) ○あいさつ運動(通年) ○PTA活動の充実(通年)
5	○児童の情報交換(毎週)	○QU調査 ○心のアンケート ○運動会	
6	○児童の情報交換(毎週) ○子どもを知る会 情報交換	○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○心のアンケート ○体力テスト ○6年佐渡体験学習旅行	
7	○学校評価(前期) ○児童の情報交換(毎週)	○心のアンケート ○1学期のふりかえり ○5年妙高自然体験学習	
8	○生徒指導研修 ○学校評価(前期) ○児童の情報交換(毎週)	○家庭・地域での活動の充実 ○中学生指導小学校合同陸上練習 ○小中リーダー交流会	○家庭・地域での健全育成(地域行事、ラジオ体操)
9	○児童の情報交換(毎週)	○心のアンケート ○親善陸上大会	○学習参観、学年懇談会 ○親善陸上大会への支援
10	○生活指導研修 ○児童の情報交換(毎週)	○就学時健康診断 ○校内持久走記録会 ○学習発表会 ○郡市音楽交歓会 ○全校大なわとび大会	○入学説明会 ○文化祭
11	○子どもを知る会 情報交換 ○児童の情報交換(毎週)	○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○QU調査 ○心のアンケート	○個別懇談 ○PTA秋作業
12	○学校評価(後期) ○児童の情報交換(毎週)	○心のアンケート ○2学期のふりかえり	
1	○学校評価(後期) ○児童の情報交換(毎週)	○心のアンケート ○スキー練習等	○スキー大会への支援 ○学習参観、学年懇談会
2	○学校評価(後期) ○児童の情報交換(毎週)	○心のアンケート ○親善スキー大会 ○雪像づくり ○卒業・進級に向けた取組	○親善スキー大会
3	○学校評価(後期) ○児童の情報交換(毎週)	○心のアンケート ○6年生を送る会 ○年度のふりかえり○卒業式	○学習参観、学年懇談会 ○卒業式

【平成26年2月27日：東小学校いじめ防止基本方針作成】

【平成30年4月2日：一部改定】

【令和7年4月2日：一部改訂】